

意見第3号

学校施設老朽化対策に必要な財政措置の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月24日

提出者 久喜市議会議員
園部茂雄
斉藤広子
賛成者 久喜市議会議員
奈良政宏
春山千明

久喜市議会議長 上條哲弘 様

学校施設老朽化対策に必要な財政措置の拡充を求める意見書

学校施設は子どもたちが安全に学習・生活をする場であるとともに、地震等災害発生時には市民の命を守る拠点としての機能が求められている。子どもをはじめ市民の安心・安全を守るためにも着実な施設改修、整備が必要である。

本市の公立小中学校の多くは昭和40年代から50年代に建設されたもので、平成27年度までに耐震化工事を実施してきたが、築30年を経過しても老朽化対策は実施できていない校舎等が数多くある。

また大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するように、トイレの洋式化や屋内運動場のエアコン設置といった環境改善等、子どもたちの教育環境整備は将来にわたり大変大きな財政負担となる。

そのような中、校舎外壁の一部が落下する事故が発生し、久喜市として緊急に調査を行い、多額の予算を投じて対策を講じている状況である。

このような老朽化の進行による不具合は全国的にみても多くの自治体に共通する課題となっている。

国では老朽化対策・防災対策を踏まえた学校施設の整備等について、令和3年度から7年度まで国土強靱化5カ年加速化対策を実施し、公立小中学校の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策を実施しているが、財政基盤の弱い自治体などでは対策が思うように進まない。

今後早急に老朽化対策を着実に推進するためには十分な財源を継続的に確保するとともに補助単価の引き上げなど更なる制度の充実が必要である。

よって国におかれましては子どもたちの安全を確保し、教育環境の悪化を招かないために、学校施設の老朽化及び長寿命化対策や環境改善を着実に進めることができるよう、早急に十分な財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣